

ASEAN  
Hot Topics

## ASEAN 3 か国における 「翻訳チェック」の取り組み



創英ASEANオフィス・支配人  
弁理士 井上 博人

### ■はじめに

近時ASEANにおける特許の誤訳問題について、目にする機会が多くなっています。

例えば、本年3月には、JETROバンコク事務所知的財産部が本問題に関連する調査事業を行い、結果が公表されています<sup>(1)</sup>。また、本年8月初旬に東京で開催された日ASEAN特許庁長官会合でも本問題が取り上げられ、問題の解決に向けた協力体制を構築することを記した「日ASEAN知財共同声明」が採択されています<sup>(2)</sup>。

そうした中、創英は、本問題に早くから着目し、2017年のASEANオフィスの設立を契機として、非英語圏である、タイ、ベトナム、インドネシアについて、主に特許明細書の英語から現地語への翻訳が適切になされているかを確認すべく、「翻訳チェック」の取り組みを開始しました。月刊創英ヴォイス2019年9月号及び11月号にて、その一部をご紹介しましたが、本記事にて全体の概要をご紹介します。

### ■翻訳チェックの目的

本取り組みは、お客様の権利をより万全に確保することを目的に開始しました。

まずは、上記3か国の案件から、現地代理人ごとに何件かサンプルを抽出しチェックしています。チェック結果は現地代理人と共有し、翻訳品質の改善、向上に役立てています。現状、サンプルチェックではありますが、フィードバックを通して各国の現地代理人には「見られている」という緊張感を持っていただき、チェックした案件だけではなく、創英案件全ての翻訳品質の向上を図っています。

### ■チェックの手順

現地代理人が翻訳した特許明細書について、何件かを抽出し、以下の流れで確認しています。

- ① 各国語（タイ語、ベトナム語、インドネシア語）

のネイティブが、英語の明細書と各国語の明細書を熟読し、後述のチェック項目に基づいて、各国語の明細書をチェックします。そして、誤訳と思われる箇所を安全サイドで拾ってリスト化し、それぞれどのように誤訳されているかを英語でまとめます（1次チェック）。

- ② 次に、日本人が、1次チェック結果をチェックします（2次チェック）。
- ③ 1次チェック者のネイティブと2次チェック者の日本人が、議論・再検討を行い、現地代理人にフィードバックすべき事項をまとめます。
- ④ 現地代理人にチェック結果をフィードバックし、誤訳の指摘が正しいかどうか判断していただき、誤訳ということであれば明細書の修正をお願いします。

ところで、翻訳チェックの手法として、逆翻訳（バックトランスレーション）があります。この方法は有用ではあると思いますが、注意が必要です。例えば、英語XにA、Bの2つの意味があり、本来はAの意味で用いられているにも関わらず、Bの意味のみを有する現地語Yに翻訳されている場合があります。この場合、逆翻訳をすると現地語Yは英語Xとなり、正しく翻訳されていると判断されてしまうおそれがありますが、本当は正確ではない、ということが生じ得ます。

この点、創英では可能な限り注意深く確認しており、例えば、タイの場合、1次チェック者は技術と英語の高度な理解力を有するASEANオフィスのタイ人スタッフであり、原文の正確な意味の把握に努めて確認を行っています。

### ■チェック項目

主に以下の項目に基づいて、チェックしています。

- ・誤訳
- ・誤記
- ・単語の削除、単語の追加

- ・文法エラー
- ・元の英語の問題（クリアでない、理解できない）
- ・明細書の構成変更

### ■チェック結果

チェックの結果、一見して分かり易いところだと、以下のような問題が発見されています。

- ・英語phraseが、phaseの現地語に翻訳されていた。
- ・英語belowが、aboveの現地語に翻訳されていた。
- ・英語were not smoothly suppliedが、現地語翻訳においてnotが落ちてしまっていた。
- ・英語controlが、現地語でcontrol controlのように、同じ単語が二重に翻訳されていた。

また、チェックを行っている3か国は、言語の特質の相違等により、チェックにおいて多少異なる特徴があります。例えば、タイに関しては、以下のような注意点があります。

#### <語順の問題>

タイ語と英語では、語順の違いがあり、一例として、タイ語では、名詞を修飾する形容詞は、名詞＋形容詞の順序になります。そのため、逐語的に翻訳されている場合、係り受けが正確でなく、意味が変わってしまっているおそれがあります。タイ語翻訳において修飾関係は要注意です。

### ■誤訳訂正の可否

仮に誤訳が発見された場合の対応として、本件の3か国において、誤訳訂正ができるか否かの概要は、以下の通りです。

	権利化前	権利化後
タイ	パリ：不可	パリ：不可
	PCT：可	PCT：不可
ベトナム	パリ：不可	パリ：不可
	PCT：可	PCT：不可
インドネシア	パリ：可（実務上）	パリ：可
	PCT：可	PCT：可

【出典】現地代理人に確認

特に、パリルートに関しては、タイやベトナムでは基礎出願まで戻ることはできず、各国出願の際に正確な現地語翻訳を準備する重要性が高いといえます。

### ■現地代理人へのフィードバック

翻訳チェックの結果は、現地代理人と共有し、仮に誤訳があれば修正し、また、将来の品質の改善、向上へとつなげることが重要です。

現場主義の創英としては、対面でのフィードバックは欠かせないものであり、昨年から今年にかけて、サンプルチェックの結果を持参の上、タイ、ベトナム、インドネシアの現地代理人事務所を訪問しました。

フィードバックでは、創英のチェック結果を共有し、個別具体的な点について議論を行い、現地代理人から有意義な回答や意見を得るとともに、現地の特許（翻訳）実務について学び、更に、各事務所の翻訳体制を詳しく確認することができました。

各国の現地代理人を直接訪問することで、現地代理人には創英の本取り組みへの真剣さが伝わり、翻訳の重要性をより認識いただくことができ、また、自分たちの翻訳の体制を再確認、再検討する良い契機となっていることがうかがえました。

### ■最後に

高い経済成長を続けるASEAN各国においては、今後益々、特許をはじめとする知的財産の重要性が高まるものと思います。

創英の本取り組みが、お客様の知財権の万全の確保につながるよう、引き続きしっかりと対応して参ります。

【出典】※各ウェブサイトにて無料でアクセス可能

- （1）日本貿易振興機構（JETRO）「タイ：知的財産に関する情報」「タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許クレームの翻訳の質の調査」
- （2）経済産業省「日ASEAN間の知財協力を強化しました」